

規制改革実施計画

平成 28 年 6 月 2 日

閣 議 決 定

規制改革実施計画 目次

I	共通的事項	
1	本計画の目的	1
2	本計画の基本的性格	1
3	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	2
4	改革の重点分野	2
5	規制改革ホットラインの設置	2
6	国際先端テストの実施	2
7	規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）	3
8	計画のフォローアップ	3
II	分野別措置事項	
1	健康・医療分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	4
(2)	個別措置事項	
①	在宅での看取りにおける規制の見直し	5
②	薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し	5
③	診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	6
④	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し	7
2	雇用分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	8
(2)	個別措置事項	
①	就職・転職が安心してできる仕組みづくり	9
②	健康・安全・安心して働ける職場づくり	10
③	公平な処遇で活躍できる仕組みづくり	10
3	農業分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	11
(2)	個別措置事項	
①	牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	12
②	生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	13
4	投資促進等分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	14
(2)	個別措置事項	
①	経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し	15
②	インバウンド・観光関連の規制の見直し	17
③	エネルギー・環境関連の規制の見直し	18
④	その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し	19
5	地域活性化分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	22
(2)	個別措置事項	
①	民泊サービスにおける規制改革	23
②	地方における規制改革	24
③	建築物・土地利用関連規制の見直し	25
④	その他地域活性化に資する規制の見直し	26

規制改革実施計画

〔平成 28 年 6 月 2 日〕
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この課題に強力かつ着実に取り組むため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、平成 25 年以降の 3 次にわたり「規制改革に関する答申」が提出されていたが、その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 28 年 5 月 19 日に「規制改革に関する第 4 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 4 次答申」（平成 28 年 5 月 19 日規制改革会議）により示された規制改革事項について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

内外の社会構造や経済構造等の変化に伴い、規制改革は常に進めていく必要がある。

その上で、近年の規制改革に求められる意義として、その経済政策としての位置付けが挙げられる。規制改革の推進により、ヒト・モノ・カネ・情報が成長に向かって動き出すような状況を整備していくことが重要な課題となっている。

さらに、国民生活に密接な関係を持つ諸分野における規制改革を通じて、国民ニーズに対応した多様な選択肢を提供できる環境を整備することも必要である。

このため、規制改革により、以下の点の実現を図る必要がある。

- ①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する。
- ②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする。
- ③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を發揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める。
- ④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く。

4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第4次答申」を踏まえ、また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野とする。

5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月に設置した。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民各層からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性に

ついて、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国際的な比較も行い、検討に反映させていくという視点も重要である。

7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくため、平成26年6月の規制改革実施計画に基づき、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）が構築された。

この規制レビューの取組を今後も継続しつつ、更に効果的なシステムへと発展させるための改善方策についても検討していく必要がある。

また、規制所管府省が事前評価を行った規制について、以下のとおり、規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとする。

- ① 規制所管府省において、規制シートの作成に当たり、事前評価書を添付するとともに、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施する。
- ② 総務省において、規制所管府省による上記の事後検証について点検を行う。

今後、当該規制の見直しの議論を行う際には、上記の規制所管府省による事後検証及び総務省による点検の結果も活用することが適当である。

なお、規制所管府省が事前評価を行っていない規制については、これまでと同様に、規制シートの作成及び公表の取組を行うことが必要である。

8 計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

健康長寿社会を目指すために、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の3つを基本的な考えとし、①在宅での看取りにおける規制の見直し、②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し、③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保、④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しについて、重点的に取り組む。

(2)個別措置事項

①在宅での看取りにおける規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進	住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。	平成28年度検討、平成29年度結論	厚生労働省
2	在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備	在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。 a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること	平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置	厚生労働省

②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
3	薬局における薬剤師不在時の第二類・第三類医薬品の取扱いの見直し	患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省
4	薬局と店舗販売業の併設許可に係る指導の統一化	薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準及び指導基準(以下「審査基準等」という。)が都道府県、保健所設置市及び特別区により異なることについて、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、検証結果を踏まえ、審査基準等について検討し、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省

③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
5	診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討	<p>現在の社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す。このため、以下の要件を満たす検討組織を設置し、論点と検討の方向性を示した上で、平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得る。</p> <p>a 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の実現を担う検討組織を設置し、検討組織の事務局には、支払基金及び支払基金の利害関係者を含めない。</p> <p>b 検討組織の構成員は、ICTによる業務効率化の専門家やコスト意識の高い企業経営者など、専門性の高い外部の有識者とする。また、支払基金関係者は構成員としない。</p>	<p>検討組織の設置は措置済み、平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省
6	診療報酬の審査の在り方の見直し	<p>社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICTの最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下のa～iについて具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること</p> <p>b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること(医学的判断を要する審査対象を明確化すること)</p> <p>c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと</p> <p>d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること</p> <p>e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示をICTの活用により効率的に行うこと</p> <p>f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること</p> <p>g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと</p> <p>h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること</p> <p>i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること</p>	<p>a～iにつき平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省

7	組織・体制の在り方の見直し	<p>医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下のa～cについて具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っているとされる各業務(特に、職員による点検事務及び説明・指導)について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること</p> <p>b aで必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者(民間企業を含む)を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること</p> <p>c aで必要とされる業務のうち、bの検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方(業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務費負担の在り方、法規制の在り方等)を検討すること</p>	平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
---	---------------	---	--------------------------------------	-------

④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準の見直し	セルフメディケーションの推進や広告媒体の多様化を踏まえ、一般用医薬品及び指定医薬部外品(以下「一般用医薬品等」という。)に関する情報が消費者に理解されやすい広告表現によって正確かつ適切に提供されるようにするとの観点から、業界関係者の意見を聴取しつつ、「医薬品等適正広告基準」全般について精査し、必要な見直しを行う。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省
9	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告監視指導の在り方の見直し	都道府県によって一般用医薬品等の広告に対する指導内容に可能な限り差異が生じないように仕組みを構築するとともに、それでも生じる差異については、その都度全国レベルで指導内容を統一するため、国及び都道府県における広告監視指導の在り方について必要な見直しを行う。その際、業界関係者の意見を聴取しつつ、詳細かつ具体的に「医薬品等適正広告基準」を解説した通知の発出を含めて検討し、一般用医薬品等の広告監視指導の運用をより明確化する方策等を講ずる。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省
10	一般用医薬品及び指定医薬部外品の効能効果の表現の見直し	消費者に分かりやすい広告が可能となるよう、一般用医薬品等の効能効果について、承認基準における効能効果の表現の見直しを行う。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省

2 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

多様な働き方改革を進め、働き手一人一人にとって魅力ある選択肢を増やし、全ての人が活躍できる社会の実現を目指していく観点から、①就職・転職が安心してできる仕組みづくり、②健康・安全・安心して働ける職場づくり、③公平な処遇で活躍できる仕組みづくりそれぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

(2)個別措置事項

①就職・転職が安心してできる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	入社前の情報共有の在り方(情報開示)	各企業の職場情報に関する情報開示を更に進めるため、企業が開示する職場情報について、労働者が比較しやすくするための情報の一覧化や情報開示の留意点(例えば、マッチング向上のために開示することが望ましい項目、開示された情報の読み方、中小企業が情報開示する際の留意点)の整理を行い、周知徹底を図る。あわせて、女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定の分野に限らず、各企業の職場情報を確認できる共通データベースを整備し、積極的な活用を促すことにより、企業の自主的な情報開示を促進する。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
2	入社前の情報共有の在り方(賃金計算方法等の明示)	賃金に関する労働紛争を防止する観点から、以下の取組を行う。 a 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金の計算方法などの的確な明示をより一層促す。 b 労働条件明示義務に違反する者に対する指導を徹底する。	平成28年度措置	厚生労働省
3	採用の在り方	通年採用等の導入は、多様な働き方を推進していく観点からも重要である旨を明確にし、周知徹底を図ることで、通年採用等の積極的な導入を促す。	平成28年度措置	厚生労働省
4	インターンシップ活用の推進	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方	平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始。結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省 経済産業省

②健康・安全・安心に働ける職場づくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
5	労働者の健康確保の在り方	①小規模事業場に属する労働者の健康を確保する観点から、小規模事業者に対する産業保健総合支援センターの積極的な活用を促進する、②産業医の資質の確保・向上という観点から、産業医に対する研修の充実を図る、③産業医が本来持つ高度な専門性を十分発揮させるという観点から、医師以外の産業保健スタッフとの連携強化及び事業場から産業医への情報提供の充実を図ることを含め産業医の意見が十分反映されるための環境を引き続き整備する。	①②平成28年度措置、③平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
6	在宅ワーカーの健康確保の在り方	在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。 a 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図る。 b クラウドソーシングのような新しい就業形態が出現していることを踏まえ、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するとともに、在宅ワーカーの健康確保に関する課題の整理を行い、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
7	法令知識の付与の在り方	使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するという観点から、使用者向けの広報資料の充実と周知徹底を図ることにより、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促す。	平成28年度措置	厚生労働省

③公平な処遇で活躍できる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	同一労働同一賃金の実現	同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行に十分留意しつつ、法改正の準備を進める。あわせて、どのような待遇差が正当でないと認められるかについて、早期にガイドラインを策定し、事例等を示す。	可能な限り速やかに措置	厚生労働省 内閣官房
9	有期雇用法制の在り方	無期転換ルールを含む有期雇用法制の在り方を検討するため、引き続き、有期雇用法制の見直しに対する企業の対応につき実態把握を行うとともに、その際の調査手法については、より正確な実態の把握が可能となるよう特に留意する。	平成28年度以降、継続的に実施	厚生労働省

3 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

生産者の努力が報われる農業を実現するとともに、最終需要者のニーズに十分対応した供給がなされるようにしていく観点から、①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省
4	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者と協力を求めながら行う。	遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論	厚生労働省

②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
5	「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組	以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。 a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策 ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組 ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策 b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策 ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルート構築のための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組 ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策	平成28年秋までに具体的施策について検討・結論	農林水産省 経済産業省
6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省

4 投資促進等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

規制改革を進めるに当たっては、規制改革ホットラインなどに寄せられる事業者等の意見を十分に踏まえ、幅広い産業における規制を見直すことが肝要である。

こうした観点から、①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し、②インバウンド・観光関連の規制の見直し、③エネルギー・環境関連の規制の見直し、④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し、について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	普通第二種免許の受験資格の緩和①(経験年数要件(3年以上)の見直し)	普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げる ことについて、既存の特例制度等を踏まえつつ検討 することとし、そのために必要な試験・教習の在り方 についても検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討 開始、遅くとも平 成30年度までに 結論	警察庁
2	普通第二種免許の受験資格の緩和②(年齢要件(21歳以上)の見直し)	少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足している こと、自動車技術の進展、安全性確保の観点等 を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度 の今後の在り方を総合的に検討する。	平成28年度検討 開始、結論を得 次第速やかに措 置	警察庁
3	ワゴン車の運転に必要な免許の見直し	乗車定員が11名以上であることにより運転に中型 自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型 自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定 員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措 置等必要な事項について、運転希望者の負担や道 路交通の安全の観点を踏まえつつ、検討を行い、 結論を得る。	平成28年度検討 開始、遅くとも平 成30年度までに 結論	警察庁
4	自動車の封印の見直し	自動車の封印について、自動車登録関係の諸制度 における変更も踏まえ、封印の取付けの委託範囲 の見直しなど自動車ユーザーの利便性向上及び負 担軽減策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を 講ずる。	平成28年度検 討・結論、平成 29年度措置	国土交通省
5	移動理美容車の在り方の見直し	超高齢社会を迎えた我が国における消費者の多様 なニーズへの対応と、適切な衛生水準の確保を図 る観点から、理美容業における移動理美容車の位 置付けを公表する。また移動理美容車の取扱いが 地方自治体により異なることについて、現状の調査 を行い、地方自治体の定めている基準に衛生上必 要な措置として合理性があるかを検証の上、移動 理美容車の基準の在り方について検討し、結論を 得る。	平成28年検討・ 結論・措置	厚生労働省
6	グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し	グループ会社間における有償での法律事務の取扱 いにつき、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72 条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能 性を確保するという観点から検討を行い、必要な措 置を講ずる。	平成28年上期検 討・結論・措置	法務省

7	小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置促進に向けた建築基準法の取扱いの見直し	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
8	株主総会の招集通知添付書類の電子提供のデフォルト化	株主総会の招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について検討し、結論を得る。	平成28年検討・結論	法務省 経済産業省
9	将来の社会の変化に対応できる柔軟な権利制限規定等の在り方に関する検討	セキュリティ目的のリバースエンジニアリングを含む新産業創出等の観点を含め、将来の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を確保した著作権法(昭和45年法律第48号)上の権利制限規定等の在り方について、権利の保護とのバランスに留意しつつ検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討・結論	文部科学省
10	タイムスタンプの法的根拠の明確化	安心な電子取引が可能となる環境整備のために、タイムスタンプ等の電子認証基盤について、今後のありべき姿を検討する。	平成28年度検討開始	総務省
11	建築物省エネ法における外部記憶媒体による届出の容認	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)における手続等について、外部記憶媒体による届出を含めて検討し、結論を得る。	建築物省エネ法の施行までに検討・結論	国土交通省
12	投資型クラウドファンディングに係る決済手段の多様化	電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入などの投資型クラウドファンディングに関し、クレジットカード決済を可能とすることについて、投資家の利便性向上の観点や過当取引の抑制等の観点に留意しながら検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	金融庁

②インバウンド・観光関連の規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。	平成28年度中に 法案提出	国土交通省
14	自動化ゲートにおける免税販売制度の周知強化	免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図る。 a 法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ b 日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト	措置済み	財務省 法務省 国土交通省
15	外国人出入国記録(EDカード)の在り方の見直し	外国人出入国記録について、諸外国の様式との国際比較を実施した上で、入国審査の更なる迅速化、円滑化を図る観点から、更なる改正についての検討を行い、結論を得る。	平成28年度検 討・結論	法務省

③エネルギー・環境関連の規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
16	風力発電における環境アセスメントの期間短縮①(前倒環境調査の方法論の確立)	風力発電における環境アセスメント手続の環境影響調査を前倒し、他の手続と同時並行で実施する「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を通じて得られた知見等を整理し、前倒環境調査の方法論の確立を行う。	平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置	経済産業省 環境省
17	風力発電における環境アセスメントの期間短縮②(適地抽出手法の検討)	自治体が主導して、ステークホルダー・地域住民との調整や各種規制手続の事前調整を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、風力発電所等の適地抽出の手法を検討する「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を円滑に実施し、得られた知見を基に、ガイドを策定する。	平成28年度検討・結論・措置	環境省
18	風力発電における環境アセスメントの期間短縮③(期間半減の一般化)	風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4年程度かかるとされる手続を1.5～2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における具体的な迅速化の成果について、平成28年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。	一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施	環境省 経済産業省
19	風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元に配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置	環境省 経済産業省
20	土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の届出時期の見直し	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)上の指定調査機関における変更届の届出時期に関し、事前ではなく変更決定後一定期間内に届け出ることについて、検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論・措置	環境省
21	リース業において廃棄物となる繊維くずの廃棄物処理法上の定義の見直し	リース業において廃棄物となる繊維くずについて、性状、排出量や処理困難状況等の調査や関係者からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の取扱いについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成29年度結論	環境省
22	産業廃棄物管理票の報告書様式の統一	廃棄物処理法第12条の3第7項における産業廃棄物管理票(マニフェスト)の都道府県知事への報告書の様式を全自治体で統一することについて、平成27年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	平成28年度措置	環境省

23	産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とする。	平成28年度結論・措置	環境省
24	一般廃棄物由来のごみ固形燃料(RDF)等の廃棄物該当性の判断基準の明確化	一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断基準について、関係者から意見の聴取等を行うとともに、産業廃棄物由来の場合における解釈を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成28年度以降、実態把握等を実施し、必要な情報が得られ次第速やかに検討・結論	環境省

④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
25	利子補給金制度における支給対象先の拡大①	「総合特区支援利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	内閣府
26	利子補給金制度における支給対象先の拡大②	「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」の利子補給の対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	経済産業省
27	利子補給金制度における支給対象先の拡大③	「環境リスク調査融資促進利子補給金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	「環境リスク調査融資促進利子補給金」は措置済み 「環境配慮型融資促進利子補給金」は平成28年度検討・結論・措置	環境省
28	臨時報告書提出事由(海外募集)の見直し	国内募集と同時に海外募集を行う場合、臨時報告書に記載すべき事項が全て有価証券届出書に記載されているときには臨時報告書の提出を不要とすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	金融庁

29	投資一任口座で行う 投信取引における取 引報告書の交付義務 の緩和	投資一任契約に基づく取引の内容を記載した書面の 交付義務を緩和することについて、顧客に対する 適切な情報提供の観点に留意しながら検討し、結 論を得る。	平成28年度検 討・結論	金融庁
30	商品先物取引法にお ける外務員登録に係 る申請事項の見直し	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における 外務員登録申請書の記載事項について、法執行の 実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討す る。	次期法改正まで に検討・結論	農林水産省 経済産業省
31	一括記帳の認められ る酒類棚卸時期の柔 軟化	酒税法解釈通達上の一括記帳を認める要件につい て、酒類販売業者の事務負担軽減の観点から、月 中の棚卸しを可能とするよう見直しを行う。	平成28年上期検 討・結論・措置	財務省
32	危険物乾燥設備にお ける危険物の濃度の 規制緩和	「危険物乾燥設備における爆発災害の防止につい て」(昭和52年12月27日基発第695号)の2に定め る、乾燥に伴い発生する危険物の濃度の許容範囲 について、欧米の最新の動向を踏まえて緩和する。	平成28年度中検 討・結論・措置	厚生労働省
33	圧力容器構造規格の 強度計算における腐 れ代の取扱いの見直 し	第一種圧力容器の開放検査周期認定における余 寿命算出に当たっては、「圧力容器構造規格」(平 成15年厚生労働省告示第196号)の定める最少板 厚から腐れ代を除いて評価することについて検討 し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検 討・結論・措置	厚生労働省
34	容器再検査の方法に 係る容器保安規則の 見直し	平成26年度から開始している企業実証特例制度に よる容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50 号)の特例措置の実証結果を踏まえ、音響と超音 波によるガス容器の非破壊検査を一般的に可能と することについて検討し、結論を得る。	平成28年度中検 討・結論	経済産業省
35	建築基準法における 既存エスカレーター の脱落防止措置の緩和	「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落 するおそれがない構造方法を定める件」(平成25年 国土交通省告示1046号)を改正し、エスカレーター と建物梁の隙間が不足している場合において、圧 縮力を受けた場合のトラス等の強度を考慮した基 準の合理化を行う。	平成28年度中措 置	国土交通省

36	特殊車両通行許可の迅速化	特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。	平成28年度以降順次措置	国土交通省
37	航空機の運用許容基準の改訂に係る届出範囲の拡充	「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」を原運用許容基準(MMEL)よりも厳格な内容に改訂する場合には、その旨を明確にしたMMELと運用許容基準の対比表などを届け出ることによって改訂可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	国土交通省
38	航空機装備品の整備委託管理の見直し	①管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、航空運送事業者が整備規程に定めること、②システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出することなどの方法で、整備規程に個別の受託者の記載を求める現在の規制の在り方と同等の確認が可能か検討する。	平成28年度検討開始	国土交通省
39	双発機による長距離進出運航の承認の見直し	新造機を空輸する場合など一定の場合には、双発機による長距離進出運航(ETOPS)に当たらない運航として特例的な扱いをすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	国土交通省
40	血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し	「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(平成25年厚生労働省告示第247号)の見直しにあわせ、血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成30年度までに結論	厚生労働省

5 地域活性化分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①民泊サービスにおける規制改革、②地方における規制改革、③建築物・土地利用関連規制の見直し、④その他地域活性化に資する規制の見直しの4項目について、以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 民泊サービスにおける規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	民泊サービスにおける規制改革	<p>適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービス（住宅（戸建住宅及び共同住宅）を活用した宿泊サービスの提供。以下「民泊」という。）が推進できるよう、以下の1.～3.の枠組みにより、類型別に規制体系を構築することとし、各種の「届出」及び「登録」の所管行政庁についての決定を含め、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法（昭和23年法律第138号）とは別の法制度とする。</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行うこととする。 ・「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。 ・既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。 <p>1. 民泊の類型</p> <p>(1) 家主居住型</p> <p><要件></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人の生活の本拠である（原則として住民票がある）住宅であること。 ② 提供日に住宅提供者も泊まっていること。 ③ 年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満（180日以下）の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考しつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。 <p><枠組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○届出制とし、以下の事項を義務化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置（一般的な衛生水準の維持・確保） ・外部不経済への対応措置（利用者に対する注意事項（騒音、ゴミ処理等を含む）の説明、民泊を行っている旨の玄関への表示、苦情等への対応など） ・（集合住宅（区分所有建物）の場合）管理規約違反の不在の確認 ・（住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合）賃貸借契約（又貸しを認めない旨の条項を含む）違反の不在の確認 ○行政当局（保健衛生、警察、税務）への情報提供 <p>○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。</p> <p>○宿泊拒否制限規定は設けない。</p> <p>(2) 家主不在型</p> <p><要件></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。（法人所有のものも含む。） ② 年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本とし 	平成28年上期検討・結論、平成28年度中に法案を提出	厚生労働省 国土交通省

<p>民泊サービスにおける規制改革(続き)</p>	<p>て、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考しつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。</p> <p>③提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。(登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録。)</p> <p><枠組み></p> <p>○届出制とし、民泊を行っている旨及び「民泊施設管理者」の国内連絡先の玄関への表示を義務化する。</p> <p>○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととする。可能とする。</p> <p>○宿泊拒否制限規定は設けない。</p> <p>2. 民泊施設管理者</p> <p><枠組み></p> <p>○登録制とし、以下の事項を義務化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、苦情等への対応など) ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 <p>○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。</p> <p>3. 仲介事業者</p> <p><枠組み></p> <p>○登録制とし、以下の事項を義務化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明 ・当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 <p>○届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。</p> <p>○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。</p>	
---------------------------	---	--

②地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	地方における規制改革	地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。	平成28年度以降検討	内閣府(規制改革推進室)

③建築物・土地利用関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
3	用途地域における建築物制限の緩和①(倉庫内で原動機を用いる場合の用途制限の見直し)	原動機を用いた仕分、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫については、「倉庫業を営む倉庫」としての機能を有することから、騒音等の周囲への影響がなく、良好な住居の環境等を害しない場合には、地域の実情やニーズに応じて建築することができるよう、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省
4	用途地域における建築物制限の緩和②(低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの用途制限の見直し)	コンビニエンスストアについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害しない場合には、地域の実情やニーズに応じて、第一種低層住居専用地域における建築及び第二種低層住居専用地域における床面積制限を超えての建築ができるよう、建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省
5	用途地域における建築物制限の緩和③(工業専用地域におけるコンビニエンスストア等の許可制度の運用に係る周知徹底)	工業専用地域内における複数の工場の従業員向けのコンビニエンスストアや食堂など、工業従業員の利用のための必要な施設については、個別の状況に応じて、工業の利便を害するおそれがないよう配慮しつつ、建築基準法第48条の規定に基づく許可の活用により建築を認めることが適切である旨を特定行政庁に対して改めて周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省
6	マンション標準管理規約に係る内容の明確化①(「住宅の性能の向上等に資するもの」の趣旨の明確化)	マンション標準管理規約第22条第1項における「住宅の性能の向上等に資するもの」の規定について、「バリアフリー」、「高齢者対応」及び「省エネルギー」のいずれも包含されていることを含め、趣旨を明確化し、周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省
7	マンション標準管理規約に係る内容の明確化②(管理組合による判断に資する措置)	マンションの開口部に係る改良工事を行う際の管理組合による判断に資するよう、想定される改良工事を分類した上で、管理組合が判断すべき点等の解説をマンション標準管理規約の別添資料として盛り込み、周知徹底する。	措置済み	国土交通省
8	検査済証のない建築物の流通促進	検査済証のない建築物について、増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合を含め、既存ストックの流通促進を図るため、事業者が安心して取引(購入、ファイナンス等)ができるための措置について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、当該措置を講ずる。	平成28年度以降継続的に検討・結論・措置	国土交通省
9	昇降機の戸開走行保護装置の部品変更に伴う手続の明確化	昇降機に既設の戸開走行保護装置について、一部部品の変更に伴い大臣認定番号が変更となった場合の特定行政庁への報告手続を明確化し、周知徹底する。	措置済み	国土交通省

10	第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し	都市再開発法(昭和44年法律第38号)上の第一種市街地再開発事業の施行区域の要件について、建築面積の算定から除外される狭小建物の面積を、施行区域の都市計画において定められた建築物の建築面積の最低限度と連動して定めるよう改める。	平成28年度以降措置	国土交通省
11	河川敷地占用許可期間の延長	営業活動を行う事業者等が河川敷地を占用する場合の許可期間を、現行の3年以内から、公的主体が占有する場合と同様の10年以内に延長する。	平成28年度上期措置	国土交通省

④その他地域活性化に資する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
12	貨物自動車運送事業に係る規制対象の明確化	貨物自動車運送事業に係る規制対象について、配達を含むサービスにおいて金銭を收受する場合に、「運送の対価」としての有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく規制を受けない旨の文書を発出し、「運送の対価」としての有償性が認められない事例の例示と合わせて周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省
13	貸切バスの臨時営業区域設定の見直し	a 訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定の恒常化について、今後の訪日外国人旅行者数の動向や輸送の安全確保等の状況を踏まえて検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。 b 国内需要について、一時的な輸送需要量の増加により、当該地域の貸切バスのみでは輸送力が不足すると見込まれる場合、当該地域を臨時営業区域として設定できることとしていることについて周知徹底する。	a 平成28年度上期検討・結論・措置 b 平成28年度上期措置	国土交通省
14	地域におけるサービス事業主体に係る制度整備	地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。	平成28年度以降随時措置	経済産業省
15	古物商が非対面で行う相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	古物商が非対面で行う相手方の真偽の確認方法の選択肢として、「公的個人認証サービス」を活用した方法についても認めることとする。	措置済み	警察庁